

かんなみ猫おどりマスコットキャラクター「シロにゃん」(エアース) 着ぐるみ一式貸出規程

(目的)

第1条 この規程は函南町によるまちづくり推進事業として函南町の PR を目的とした「シロにゃん」(エアース) の着ぐるみ一式 (以下「着ぐるみ」と称する) の貸出に関する事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 「シロにゃん」とは、商標登録番号第5508747号に登録されたシロにゃん肉球及び派生した画像、造形物、映像群とし、本規程では「シロにゃん」(エアース) の着ぐるみに関する内容を規定する。

(利用申請)

第3条 着ぐるみの貸出を希望する場合、借用申請書 (別記様式第1号) を函南町商工会に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。

2 借用申請書は次の書類を添えて提出する。

- (1) 企業・団体等の概要書
- (2) 利用する案件の企画書及び見本等
- (3) その他函南町商工会が必要と認めるもの

3 利用申請が重複した場合は先着順とする。

(利用内容の制限)

第4条 着ぐるみの借用申請は、次のいずれかに該当すると函南町商工会が判断した場合はこれを許可しない。

- (1) 個人での利用を目的とする場合
- (2) 安全性への配慮が確認できない場合
- (3) 着ぐるみの正しい利用方法が遵守されないと判断する場合
- (4) 法令及び公序良俗に反する場合
- (5) 「シロにゃん」「かんなみ猫おどり」「函南町商工会青年部」「函南町商工会」「函南町観光協会」「函南町」のイメージを損なう場合
- (6) 着ぐるみが亡失、欠損、汚損されることが予見できる場合
- (7) 特定の個人、宗教、政治の支援に繋がる恐れがある場合
- (8) 暴力団、またはそれに準ずる者や社会的に非難されるとみなされる団体、個人との関係を有する者が利用する恐れがあると判断する場合
- (9) 着ぐるみの修繕・清掃等で貸出が不可能な場合
- (10) その他承認することが不相当と判断する場合

(利用許諾)

第5条 函南町商工会は利用申請を受けてから1か月以内に貸出の可否を通知する

(利用料)

第6条 利用料は1日5,000円 (税込・受領返却期間を除く) とする。

ただし、保証料として保証金10,000円を函南町商工会へ納付し、着ぐるみ返却時にこれを返納する。なお、保証金の返納額に利息は付かないものとする。

(保証金の納付)

第7条 貸出時の保証金は事前に函南町商工会が指定する金融機関に納付する若しくは貸出時に函南町商工会へ現金にて納付する。

(着ぐるみの受渡し)

第8条 着ぐるみの受渡し時間は、函南町商工会の休業日を除き、午前10時より午後5時までとする。

- 2 利用者は着ぐるみの受渡しの際に「シロにゃん」(エアー式)着ぐるみ受領書(別記様式第2号)を函南町商工会に提出する。
- 3 配送による貸出・返却は行わない。

(着ぐるみの利用)

第9条 利用者は次の事項を遵守し、指定された期日までに着ぐるみを返納する。

- (1) 申請書の利用目的に記載した以外に利用しないこと
- (2) 利用者以外に転貸しないこと
- (3) その他函南町商工会の指導に基づき利用すること
- (4) 以下の注意事項に基づき利用すること
 - ・使用前に、「シロにゃん取扱説明書」の内容を理解してから使うこと
 - ・控え室等で着ぐるみを着用する場合は外から覗かれないように十分に留意すること
 - ・裸での着ぐるみ着用は絶対にしないこと
 - ・補助者との間に「緊急事態」などを知らせるサインを決めておくこと

(損害賠償)

第10条 利用者は着ぐるみを亡失・欠損・汚損した場合、以下の事項に沿って損害を賠償しなければならない。

- (1) 着ぐるみを亡失した場合 上限金800,000円以内の実費弁償
- (2) 着ぐるみを欠損した場合 上限金500,000円以内の実費弁償
- (3) 着ぐるみを汚損した場合 クリーニング料金、部品交換等現状回復にかかった実費、または汚損した旨を函南町商工会に報告し、函南町商工会にて現状確認後、汚れを落としてから返納

(利用上の損害)

第11条 着ぐるみの利用時における怪我、事故、健康被害等の責任は利用者が負うものとし、函南町商工会はその補償の責め等を一切負わない。

(雑則)

第12条 この規定に定めるものの他、着ぐるみに関する事項は函南町商工会が定めるものとする。

(付則)

この規定は平成27年4月 1日より施行する。
この規定は平成27年5月29日より施行する。
この規定は令和 元年4月 1日より施行する。